

議 案

議案第 1 号

令和 5 年度財政投融资計画補正

令和5年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自 己 資 金 等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	9,810	2,770	12,580	900	230	1,130	9,010	—	9,010	19,720	3,000	22,720	(200) 6,780	(—) —	(200) 6,780	26,500	3,000	29,500
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	10,431	4,060	14,491	—	—	—	2,255	—	2,255	12,686	4,060	16,746	(800) 6,254	(—) —	(800) 6,254	18,940	4,060	23,000
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	439	200	639	12	—	12	—	—	—	451	200	651	(530) 1,937	(—) —	(530) 1,937	2,388	200	2,588
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	307	—	307	—	—	—	2,200	100	2,300	2,507	100	2,607	(21,745) 21,909	(△100) △ 100	(21,645) 21,809	24,416	—	24,416
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000	1,000	4,000	400	500	900	3,500	—	3,500	6,900	1,500	8,400	(6,400) 17,900	(—) 500	(6,400) 18,400	24,800	2,000	26,800
食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 外 25機 関	103,112	—	103,112	2,986	—	2,986	14,325	—	14,325	120,423	—	120,423	(9,647)	(—)	(9,647)			
合 計	127,099	8,030	135,129	4,298	730	5,028	31,290	100	31,390	162,687	8,860	171,547	(39,322)	(△100)	(39,222)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第 2 号

令和 5 年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和5年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和5年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社国際協力銀行	9, 8 1 0	2, 7 7 0	1 2, 5 8 0
独立行政法人国際協力機構	1 0, 4 3 1	4, 0 6 0	1 4, 4 9 1
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	4 3 9	2 0 0	6 3 9
株式会社日本政策投資銀行	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

議案第 3 号

令和 5 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和5年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和5年度の財政融資資金の融通条件（令和4年12月21日決定）を下記のように改め、令和5年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和5年度における貸付けのうち8,385億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

2. 記7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和5年度における貸付けのうち203億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、797億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,615億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,782億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,603億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

3. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、（i）令和5年度における貸付けのうち、27億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、140億円については、10年以内、60億円については、7年以内、20億円については、5年以内
（ii）地域公共交通融資に係る貸付けについては、8年以内（2年以内の据置期間を含む。）、8年以内、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）又は5年以内とすることができる。